

【評釈】令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究

「AI 発明の保護に関する調査研究報告書」

— 批判的検討（厳しめの問題点指摘） —

対象：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング（請負）／令和 8 年（2026 年）3 月 全体版 243 頁・要約版 25 頁

作成日：令和 8 年（2026 年）6 月 26 日

Claude Opus 4.8

0. 報告書の位置づけ

本報告書は、特許庁が「発明」「発明者（記載要件を含む）」「引用発明適格性」「先使用权」の各論点について、AI を利用して創作した発明（とりわけ「AI 利用発明」「AI 自律発明」）の特許法上の取扱いを、(a)公開情報調査（日米欧独中韓 6 か国）と(b)国内ヒアリング（企業等 11 者・有識者 5 名）から整理した、制度改正検討のための**基礎資料**である。令和 5 年度・令和 6 年度に続く 3 年連続の継続調査であり、産業構造審議会特許制度小委員会の議論に接続される位置にある¹。総括は、各論点について、少なくとも現時点では直ちに法改正・新要件・指針策定へ進む必要性は高くなく、現行制度を基礎に運用を継続しつつ諸外国動向を注視する、という現状維持寄りの結論である（ただし先使用权については、現行 79 条の文言から明確に解釈することは難しいとしつつ、将来的な指針・法改正の検討余地を含みとして残す¹）。

1. 総評

整理枠組みは手堅く、各論点を「国内ニーズ／国際的調和／現行法対応可能性」の 3 軸で揃えた可読性は高い。USPTO の令和 7 年（2025 年）11 月改定²の反映も正確かつ迅速である。しかし全体としては、結論が**全論点で現状維持寄りに収れんしており**、(i)その保守性を支える論証の薄さ、(ii)実証データを欠く定性ヒアリング偏重、(iii)有識者構成・調査タイミングに起因する方法論的偏り、(iv)後発の上位政策（知的財産推進計画 2026）が示す**前傾的問題意識との温度差**が目立つ。基礎資料として「動かない理由」を丁寧に並べた文書ではあるが、「いつ・何を契機に・どの選択肢を採るか」という制度設計の判断材料としては弱い。

2. 評価できる点（公正な前提として）

- **非限定説の論拠整理**：特許法 2 条 1 項の「発明」に AI 自律発明を含めつつ、発明者を自然人に限定することで完全自律発明は特許不能とする整理は、引用発明・先使用権との接続を意識した堅実な解釈論である。
- **国際動向の捕捉精度**：USPTO が Pannu ファクター適用を撤回し、AI 支援発明に別個・修正された発明者基準を設けない方向（評者の整理としては、AI を発明の道具と位置づける方向）に改めた令和 7 年 11 月改定²、CNIPA ガイドライン（試行）⁶等の最新情報を正確に反映している。
- **実務的な有識者示唆**：指針を作る場合は営業秘密管理指針型の「判断要素列举」「最小公倍数的基準」に留めるべき、他社（特化型 AI 開発者）が共同発明者となり得るため契約による権利処理を促すべき、という指摘は実務に直結する。
- **発明創作プロセスの図示**：準備段階（開発・学習）と利用段階（発明創作）に分け、関与主体（AI 開発者・ファインチューニング実施者・データ提供者・プロンプトエンジニア等）を可視化した整理は、議論の共通基盤として有用である。

3. 厳しめの問題点

3.1 結論構造の保守性 — 「国際的調和」の不作为的運用

最大の問題は、5 論点すべてが「**現行制度で対応可能／現時点で動く必要はない**」という同一の結論に収束している点である。各論点で繰り返される論証パターンは「諸外国も特段の措置を講じていない→ゆえに日本も国際的調和を損なわず現状維持でよい」というものであり、「**国際的調和**」が事実上、**不作为を正当化する装置として機能している**。これは本来、調和の対象（何に・どこまで合わせるか）を主体的に選ぶべき論点を、追随（follower）姿勢に転化させている。令和 5・6・7 年度と 3 年連続でほぼ同一の「様子見」に到達しており¹⁷、継続調査の限界効用は逡減している。新規の実質的貢献は、USPTO 改定の反映と「変わらないことの再確認」に偏る。

3.2 方法論の脆弱性

- **実証データの不在**：制度改正の基礎資料でありながら、結論はほぼ全面的に 16 名の定性ヒアリングに依存する。AI 関連発明の出願は増加傾向にあり（特許庁「AI 関連発明の出願状況調査」⁹等）、本来は出願・拒絶理由通知・審決・パテントランドスケープ等の客観デー

タで「課題が実際にどの程度顕在化しているか」を示し得たはずだが、その種の定量分析は欠落している。公開情報調査は引用発明適格性・記載要件・先使用権の 3 論点で 6 か国すべて「明示なし／記載なし／見つからず」に終始し、調査の産出はきわめて乏しい。

- **有識者構成の偏り**：有識者 5 名は学識者及び法曹関係者（弁護士・元知的財産高等裁判所判事を含む）で構成され、AI 技術者・データサイエンティスト・研究開発実務者を有識者枠として含む構成ではない。ところが本報告書の核心論点には「当業者概念の変容」「AI 自律の程度」「AI 生成情報の実施可能性判定」など高度に技術的な判断が含まれる。技術側の知見を有識者枠に欠く構成は、論点の射程を法解釈論に縮減させる構造的バイアスを生みやすい。
- **調査タイミングの致命的なずれ**：企業ヒアリングは 2025 年 6～9 月に実施されたが、発明者論点の前提を覆す USPTO 改定は 2025 年 11 月 28 日²。すなわち**企業の回答は撤回前（Pannu適用）の旧フレームワークを前提**としている。報告書自身が脚注でこれを認めつつ⁸、企業見解と有識者見解（2026 年 1～2 月実施）を同一平面で「まとめ」ている。エビデンスベースの一部が刊行時点で既に陳腐化していた。
- **集計上の前提が結論の見え方に影響（脚注 328）**：「発明」論点で『AI 自律発明か判別できないため保護せざるを得ない』とする回答を集計から除外し、その上で「保護必要 4 者・不要 4 者で意見が分かれた」と整理している¹。しかし**判別不能性こそが本論点の本質**であり、これを集計の前提から外すことは「意見が分かれた」という結論の見え方に少なからず影響している。除外しなければ、実務的には保護に傾く企業がより多く見える可能性がある。集計上の前提と結論の関係をより明示すべきであった。
- **現行制度調査の対象国縮小**：動向調査は 6 か国だが、現行制度・運用の調査は日米欧独の 4 か国に縮小され、出願量とガイドライン整備で最も活発な中国・韓国が現行制度分析から落ちている。国際的調和を論拠の柱に据えながら、調和先の母集団を都合よく狭めている。

3.3 ドクトリン上の論理的緊張と論点間の分断

- **「保護されない発明」を定義に含める整合性**：非限定説（2 条 1 項に AI 自律発明を含む）と発明者＝自然人限定を併存させると、AI 自律発明は「発明」だが構造的に特許を取得できない、という宙づりの存在になる。報告書は引用発明・先使用権との整合を理由に含める

とするが、その帰結（AI 自律発明が「引用発明」＝他者の権利化を阻む先行技術になり得ること）の検討が薄い。

- **論点間の分断**：上記の通り「発明」を広く解する一方、引用発明適格性論点で企業が最も懸念する「生成 AI による先行技術の大量生成・公開（prior art pollution）」が、定義論と接続されないまま「現行の実施可能性要件で足りる」と処理されている。広い発明概念と大量公開リスクは本来トレードオフとして同時に論じるべきだが、章をまたいで分断されている。
- **二値的な「自律」概念**：「AI 利用発明」と「AI 自律発明」の境界（＝自律の程度）こそが発明者認定問題の核心であるのに、報告書は両者を二分し、operational な線引きを「個別具体的に判断」へ先送りしている。最も難しい線引きを回避したまま「現行基準で対応可能」と結論づけている。
- **切迫課題の過小評価**：記載要件論点では、AI 利用の未開示により当業者概念が変容し進歩性判断の信頼性が低下する→『無効理由を含む特許の乱立』という重大リスクを報告書自身が指摘しながら¹、結論は「現時点で要件不要」。深刻なリスクの認定と『何もしない』という勧告の非対称が、本報告書を通底するパターンになっている。

3.4 後発政策との温度差 — 政策判断材料としての前傾性不足

当初、評者は本報告書が令和 8 年（2026 年）3 月 4 日の最高裁不受理決定を取り込めていないと評したが、これは誤りであり訂正する。報告書本文（全体版 32 頁）は、DABUS 事件について最高裁が同日付で上告を受理しない決定を下し知財高裁判決が確定した旨を明記しており、自国の最新判例を欠いているわけではない⁴。もっとも、整理表・(c)裁判例欄や要約版では知財高裁判決が前面に出ており、**最高裁確定情報の位置づけは相対的に目立ちにくい**。問題は「判例の不反映」ではなく、最新判例情報の要約・整理上の扱いの弱さにとどまる。

本報告書の本質的限界は、むしろ**後発の上位政策との温度差**にある。本報告書を踏まえるべき知的財産推進計画 2026（2026 年 6 月 12 日決定）は、AI 利用発明や生成 AI による技術情報の大量生成・公開課題を政策課題として前面化させ、特許制度小委員会での検討を明記する⁵。政策レイヤーがこうした前傾的な問題意識を示すのに対し、本報告書は『現行制度で対応可能・指針も急がない』という現状維持寄りのトーンに終始し、政策判断を後押しする論拠（とりわけ定量的

な課題顕在化の根拠）を十分に供給できていない。なお報告書自身も他社（特化型 AI 開発者）が共同発明者となり得る点は認めており¹、実質的な不整合というより**前傾度・主体性の温度差**として理解すべきである。

3.5 体裁・編集

- **校正の甘さ**：禁無断転載の公式報告書でありながら、まとめ部に『確認されなかった。なかった。』の重複（全体版 205～215 頁相当）等の編集瑕疵が残る。基礎資料としての完成度を損なう。

4. 実務的含意（IP 戦略の観点から）

本報告書の「現状維持」結論は、当面の日本実務における**予見可能性**を担保する点ではコンサルティング上の好材料である。AI 利用発明は引き続き現行の発明者認定基準・記載要件・引用発明適格性で処理され、当面の制度改正リスクは低い。実務上はむしろ次の 3 点が要点となる。

- **発明者認定の証拠化**：米国の確定的潮流（人間の着想 conception の立証強化）と平仄を合わせ、AI 利用時こそ自然人の貢献（着想・課題設定・評価判断）を発明提案書・ラボノート等で同時代的に記録する運用を顧客に勧めるべき。
- **共同発明・権利帰属の契約処理**：特化型 AI・ファインチューニングを外部に委ねる場合、外部関与者が共同発明者となり得る前提で、権利譲渡・職務発明・秘密保持を契約で先回り処理する。
- **先行技術汚染への防衛**：生成 AI による先行技術の大量公開は、報告書が軽視する一方で実害が先行し得る領域。重要分野では自社の防衛的公開戦略と、引用された不確実な AI 生成先行技術への意見書反論（実施可能性欠如の主張）の型をあらかじめ準備しておく価値が高い。

5. 結語

本報告書は、論点整理と国際動向の捕捉という点では水準を満たすが、「**現状維持寄りの結論**」を**実証・主体性のいずれの面でも十分に支えきれていない**。とりわけ、(i)定量データを欠く定性偏重、(ii)旧フレームワーク下の企業回答と最新 USPTO 改定後の有識者回答を同一平面で扱った時点ずれ、(iii)後発の上位政策（推進計画 2026）が示す前傾的問題意識との温度差は、政策判

断材料としての説得力を実質的に削いでいる。次年度以降は、**継続的な『様子見』調査から、出願・審査実データに基づく定量分析と、明示的な発動条件（どの指標がどの水準に達したら指針策定・運用強化・法改正に進むか）を備えたトリガー設計への転換が望まれる。**

参考文献・出典

- 1) 特許庁（請負：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）「令和 7 年度 産業財産権制度問題調査研究 AI 発明の保護に関する調査研究報告書」（全体版 243 頁・要約版 25 頁、令和 8 年 3 月）。
- 2) USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 90 Fed. Reg. 54636 (Nov. 28, 2025), Docket No. PTO-P-2025-0014 (Pannu ファクター適用を撤回し、AI 支援発明に別個・修正された発明者基準を設けず、単独の自然人+AI 利用の場合は従来の conception 基準のみを適用。AI は実験機器・ソフトウェア等と同様の支援ツールと位置づけ）。
- 3) USPTO, Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 89 Fed. Reg. 10043 (Feb. 13, 2024)（撤回された旧ガイダンス。Pannu ファクターを単独自然人事案にも適用）。
- 4) DABUS 事件：東京地判令和 6 年 5 月 16 日（令和 5 年(行ウ)第 5001 号）→知財高判令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年(行コ)第 10006 号）→最高裁令和 8 年（2026 年）3 月 4 日付決定（上告を受理しない旨の決定により原審確定、発明者は自然人に限られるとの判断が確定）。本報告書は全体版 32 頁本文で当該最高裁決定および確定の事実言及している。
- 5) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 一成長戦略を支える知財戦略の推進一」（2026 年 6 月 12 日）。AI 利用発明・生成 AI による技術情報の大量生成公開課題と特許制度小委員会での検討を明記。
- 6) CNIPA「人工知能関連発明の特許出願ガイドライン（試行）」（2024 年 12 月 31 日）。AI の助けによる発明創造の実質的特徴に創造的貢献をした自然人が発明者となり得る旨を明記。
- 7) 令和 5 年度・令和 6 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書」（2024 年 3 月・2025 年 3 月）。
- 8) 前掲 1)の脚注 346（企業等ヒアリングは 2025 年 11 月 28 日の USPTO 新ガイダンス公表前に実施した旨の付記）。
- 9) 特許庁「AI 関連発明の出願状況調査」（2026 年 3 月 30 日更新）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html。AI 関連発明の出願件数の増加傾向については、知的財産推進計画 2026（前掲 5)）も 2023 年時点の増加に言及している。

※ 本評釈は、確認された事実（報告書本文・公的官報・判例情報）と、評者の推論・評価とを区別して記述している。3.4 で述べたとおり、DABUS 事件の最高裁不受理決定は報告書本文（全体版 32 頁）に反映済みであり、報告書の瑕疵ではない。他方、知的財産推進計画 2026（2026 年 6 月 12 日決定）は本報告書作成後の後発上位政策であり、両者の関係は「不反映」ではなく前傾度の温度差として位置づけられる。作成支援：生成 AI（事実確認は一次資料に基づく）。